

● 一覧図の写しの再交付の申出の手續に当たって、用意していただく必要のある書類

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
	<p>✓ 再交付申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類</p> <p>具体的には、以下に例示( 1 )する書類のいずれか一つ(なお、当初の申出をした後、住所が変わっている場合には、その変更の経緯が分かる記載を含むものが必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運転免許証の表裏両面のコピー( 2 )</li> <li>◆ マイナンバーカードの表面のコピー( 2 )</li> <li>◆ 住民票記載事項証明書(住民票の写し) など</li> </ul> <p>1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名をしてください。</p>	—	

(注) 婚姻等により氏が変わっている場合は、その内容が分かる戸籍謄抄本が必要となります。

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
	<p>✓ (委任による代理人が申出の手續をする場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1 委任状</li> <li>-2 (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本</li> <li>-3 (資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等</li> </ul>	-2について、 市区町村役場	